

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について（案）」
を制定しないこととした件について

令和 8 年 8 月 17 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について（案）」
については、平成 25 年 2 月 14 日から平成 25 年 3 月 15 日までの間、御意見を募集して
おりましたが、当該命令を制定しないことといたしました。

行政手続法第 43 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり公示いたします。

○ 定めようとした命令の題名

- ・ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について

○ 案の公示の日

- ・ 平成 25 年 2 月 14 日（木）

※行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、
当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において
同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等
との差異を含む。）及びその理由

2・3 （略）

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこ
ととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施し
ようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げ
る事項を速やかに公示しなければならない。

5 （略）

以上